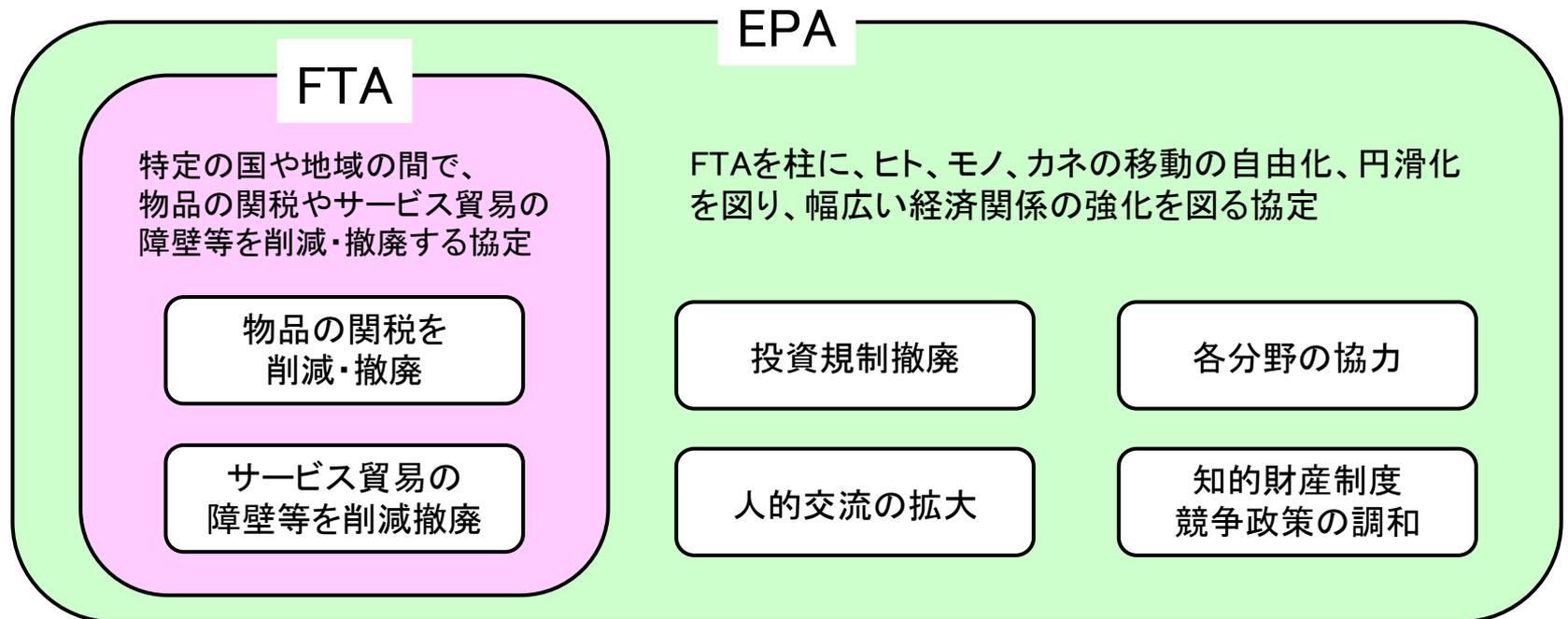


経済連携協定(EPA)とは？

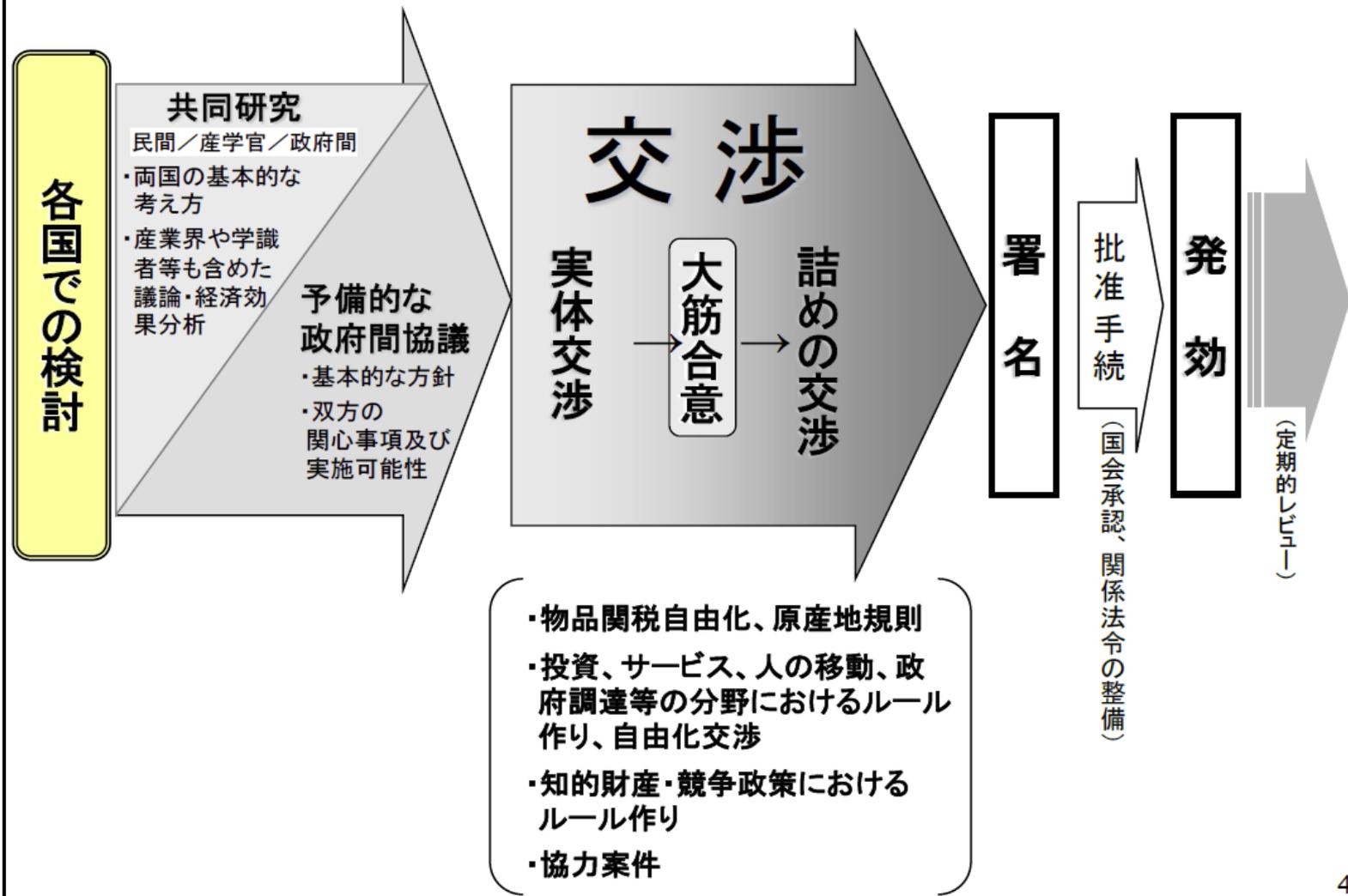
経済連携協定(EPA)とは？

経済連携協定 EPA ▪▪ Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA ▪▪ Free Trade Agreement



経済連携協定交渉の一般的流れ

経済連携交渉の一般的な流れ



4

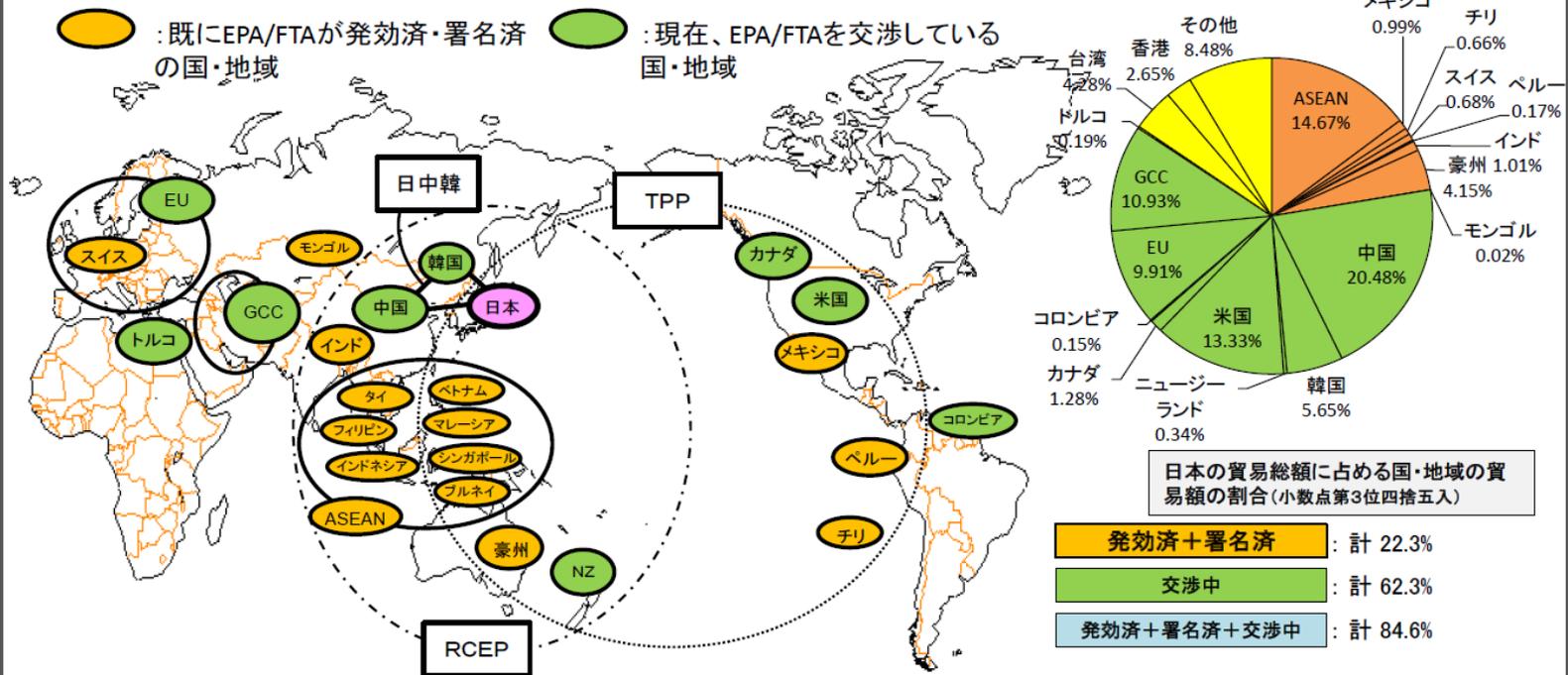
出所：経済産業省対外経済政策総合サイト「我が国のEPA/FTAに向けた取組について」

経済連携協定の発効状況

我が国の経済連携協定(EPA)の取組

2015年6月現在

- ・ASEAN諸国を中心に15か国・地域との経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。
- ・発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は22.3%。(米:40.1%, 韓:62.5%, EU:30.7%)
- ・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は84.6%。

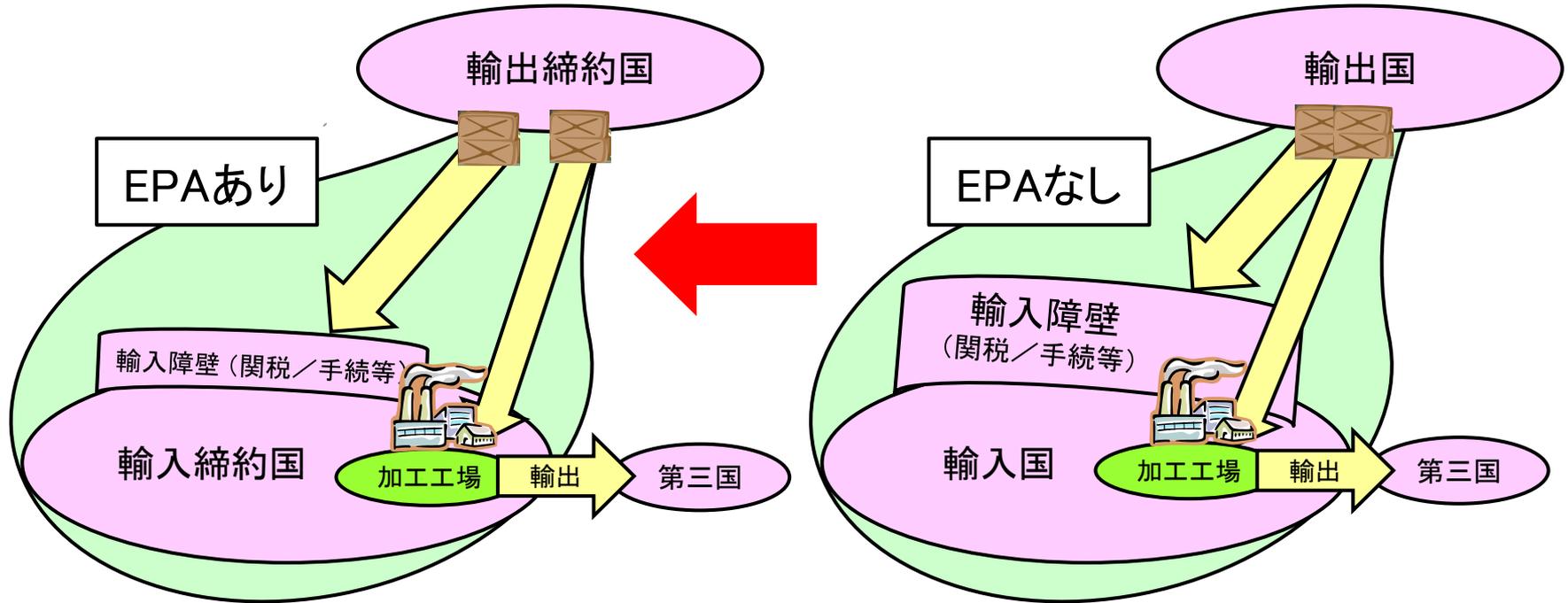


※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

※韓国は2004年11月から交渉が中断、GCCは2010年から交渉を延期
出典: 財務省貿易統計(2015年3月)。ただし、米、韓、EUについては、IMF
Direction of Trade Statistics (2015年4月)
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

出所: 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf>

物品貿易の自由化とは？



★ 関税の削減・撤廃は物品貿易の自由化の一つ！

★ EPA税率は締約輸入国・地域市場向けの税率(関税の一つ)！

⇒ASEAN諸国の場合、輸出製品製造用輸入原材料の関税はEPA税率を利用しなくても投資・輸出奨励制度や国内法により無税になる場合が多い。投資・輸出奨励の恩典や保税工場／倉庫の利用、原材料輸入時申告し製品輸出証明書を提出して原材料輸入関税還付を受ける場合などがある；例えば、タイ：BIS第19条2項、投資奨励法、工業団地公社法等、マレーシア：各種投資関連法(投資促進法、工業調整法、関税法、関税令、自由地域法等)

関税率表の見方1

関税局のウェブサイト

実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

WTO協定税率

暫定税率 一般特惠税率(GSP税率) EPA特惠税率

基本税率 特別特惠税率(LDC特惠税率)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate																		単位 Unit				
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	①解種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、経期していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO	
290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																		NO	
010129	その他のもの																							
100	①競種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO	
	2 その他のもの																							
210	①解種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、経期していないものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO	
290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																		NO	
010130000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO	
010190000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO	

出所: 税関ウェブサイト

関税の種類

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)。特惠原産地証明書(Form A)が必要
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドCEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPA

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、 インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、インド、ペルー、 オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所: 税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋